

ながと路観光連絡協議会デジタルマーケティング業務 実施要領

1. 実施目的

ながと路観光連絡協議会で実施しているデジタルスタンプラリー※のPRを目的としたデジタルマーケティングを実施することで、スタンプラリーへの参加促進及びながと路ブランドの認知度向上を図る。

また、デジタルマーケティングの実施過程で得られる閲覧者の情報を分析することも目的とする。

※「ワタシにミガキをかけるスタンプラリー」(チラシ参照)

開催期間：令和4年10月1日(土)～12月31日(土)

2. 企画提案の内容

(1) 名称

ながと路観光連絡協議会デジタルマーケティング業務

(2) 選考方法

プロポーザル方式(提案の内容と見積額の双方を勘案して選考)

※書面審査とする。

3. 制作物の仕様

別途仕様書を参照

4. 委託料の上限額

500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※制作及び納品等に掛かる費用を含む

5. 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

6. 参加資格

- (1) 当協議会エリア(萩市、美祢市、長門市、阿武町、益田市、津和野町)を活動拠点とし、事業活動を行う事業者もしくは、当協議会エリア内観光協会の会員であること。

7. 企画提案の手順

(1) 参加表明書の提出

①提出物及び提出部数等

- ア 参加表明書（別紙1） 1部
- イ 参加事業者の概要資料（様式なし。会社パンフレットでも可） 1部

②提出期限

令和4年11月1日（火）17時までに提出すること。

(2) 質問事項の受付・回答

- ①質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（別紙2）にて、令和4年11月1日（火）17時までに電子メールにより提出すること。なお、件名は「なかと路観光連絡協議会デジタルマーケティング業務に関する質問」とすること。

②質問回答方法

質問に対する回答は、令和4年11月2日（水）までに、全ての質問に対する回答を取りまとめ、電子メールにて全員に送付する。

(3) 企画提案書の提出

- ① 体裁 A4版（10ページ以内）
- ② 提出部数 2部
- ③ 内容 作品に込める意味・意図を詳細に記入すること
- ④ その他 スケジュール表、見積書を含めること
- ⑤ 提出期限 令和4年11月7日（月）17時 郵送または持参により提出すること。

【見積書について】

件名：なかと路観光連絡協議会デジタルマーケティング業務

宛先：なかと路観光連絡協議会 会長 田中文夫

※見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費を見込むこと。

(4) 留意事項

提出物には、制作者名（業者名）を入れないこと

(5) 募集のスケジュール表

参加表明書	令和4年11月1日（火）17時まで
質問受付	令和4年11月1日（火）17時まで
質問回答	令和4年11月2日（水）まで
企画提案書	令和4年11月7日（月）17時まで
結果通知（予定）	令和4年11月9日（水）まで
納品	令和5年2月28日（火）まで

8. 審査方法

本趣旨に合致し、最も優れた企画案を特定するため、プロポーザル方式の書面審査とする。

9. 各種書類の提出先

〒758-0041 山口県萩市大字江向602番地 萩・明倫学舎3号館1階
萩市観光課
電話番号：0838-25-3139
E-mail アドレス：kankouka@city.hagi.lg.jp

10. 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

ながと路観光連絡協議会の指名するもので組織された審査委員会において、提出された提案書の審査を行う。

審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行い、総合得点数が最も高い企画提案を行った事業者を委託契約候補者として選定する。

(2) 審査項目

- ① 業務経歴
- ② 業務実施体制
- ③ 企画提案書に対する評価

審査項目	審査基準	内 容
業務経歴	同種又は類似業務の実績	○過去に同種業務又は類似業務の実績があるか。
業務実施体制	管理責任者 担当者	○同種業務又は類似業務の実績があるか。 確実に業務が実行できるか。
企画提案書に 対する評価	広告の運用方針	○広告効果の最大化を図るための運用方法について具体的かつ的確な提案がなされているか。
	目標設定	○本事業目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標設定がなされているか。
	効果測定及び分析	○取得したい成果を理解し、具体的な提案内容となっているか。
	経費	○委託料の上限額の範囲内であり、費用対効果が見込まれる内容か。
	総合評価	○企画提案から受ける全体的な印象はどうか。 ○全般的に企画提案の内容が理解できるもので、熱意、誠実さが感じられるか。

(3) 審査結果の通知

令和4年11月9日（水）（予定）まで17時までには通知する。
ただし、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

11. その他

- (1) 応募に係る企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された提案内容については、一切開示はしない。
- (4) 企画提案書を選定された事業者は、あくまで委託契約候補者であり、契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。
- (5) 応募企画は、プロポーザル方式による最も優れた企画案の特定を目的として行うものであり、契約締結に際し、当協議会は当該企画書の内容の一部について、予算内で修正することが出来るものとする。
- (6) 詳細については、当協議会の指示に従うこと。